



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

|                                                                     |    |
|---------------------------------------------------------------------|----|
| 規則                                                                  | 2  |
| 大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則（企画創生課）                                        | 2  |
| 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則（法務課）                     | 2  |
| 大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則（教育総務課）                                 | 3  |
| ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則（企画創生課）                                | 4  |
| 訓令                                                                  | 7  |
| 令和7年度大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（保育幼稚園課）        | 7  |
| 大和高田市子ども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（子ども家庭課）  | 8  |
| 告示                                                                  | 10 |
| 5月臨時議会の招集（財政課）                                                      | 10 |
| 放置自転車等の移動、保管（生活安全課）                                                 | 10 |
| 大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）                        | 11 |
| 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）の要領の公表（財政課）                                  | 12 |
| 指定特定相談支援事業者等の指定（社会福祉課）                                              | 13 |
| 引取りのない自転車等の処分（生活安全課）                                                | 13 |
| 大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）                          | 14 |
| 大和高田市結婚応援事業実施要綱を廃止する告示（まち振興課）                                       | 18 |
| 公示送達（税務課）                                                           | 18 |
| 大和高田市給食支援金交付要綱（教育総務課）                                               | 18 |
| 大和高田市生活習慣改善事業実施要綱を廃止する告示（健康増進課）                                     | 20 |
| 公告                                                                  | 21 |
| 感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務に関する条件付き一般競争入札（市立病院管理課）                            | 21 |
| 大和高田市流域関連公共下水道事業管路施設ストックマネジメント計画（第二期）策定業務委託（2）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） | 24 |
| 高276号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）                                   | 27 |
| 令和7年7月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課）                        | 31 |
| 公売公告（収納対策課）                                                         | 34 |
| 大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務の委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（保育幼稚園課）         | 35 |
| 都市計画案（大和都市計画生産緑地地区）の変更（都市計画課）                                       | 35 |
| 都市計画案（大和都市計画道路）の変更（都市計画課）                                           | 36 |

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| 大和高田市要介護認定業務一部委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（介護保険課） .....  | 36 |
| 公売公告（収納対策課） .....                                    | 37 |
| 大和高田市立高田商業高等学校屋内消火栓設備改修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） ..... | 39 |
| 令和7年執行予定参議院議員通常選挙公報配布業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） ..... | 43 |
| 緊急安全措置の実施（住宅課） .....                                 | 46 |
| 大和高田市保健センター受電設備改修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....       | 47 |
| マテリアルリサイクル推進施設発注支援業務に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） ...        | 50 |
| <b>教育委員会</b> .....                                   | 54 |
| 大和高田市教育委員会5月定例委員会の招集（教育総務課） .....                    | 54 |
| <b>選挙管理委員会</b> .....                                 | 55 |
| 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） .....                       | 55 |
| 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） .....                       | 55 |
| <b>農業委員会</b> .....                                   | 55 |
| 大和高田市農業委員会5月定例委員会の招集（農業委員会） .....                    | 55 |
| 大和高田市農業委員会6月定例委員会の招集（農業委員会） .....                    | 56 |

## 規 則

### 規則第30号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合との連絡調整」を「住宅新築資金等貸付金」に、「および」を「及び」に改める。

第11条第2項中「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合との連絡調整」を「住宅新築資金等貸付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第31号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

大和高田市長 堀内 大造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和7年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和57年規則第13号）第7条の2第1号の改正規定を次のように改める。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

第5条中大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第37号の2）第1条第1号の改正規定を次のように改める。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定及び第5条の規定による改正後の大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第32号

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則（平成29年規則第1号の2）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 令和7年6月1日から令和8月3月31日までの間における第6条の規定の適用については、同条第1項第1号中「4, 600円」とあるのは「0円」と、同項第2号中「4, 900円」とある

のは「0円」とする。この場合において、同条第2項及び第3項並びに第7条から第13条までの規定は適用しない。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

### 規則第33号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

大和高田市長 堀内 大造

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次に掲げるとおり」を「次のいずれかを目的とする事業」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本市が現に実施する事業のうち本市の地域課題の解決に寄附を募ることが特に効果的であると市長が認める事業を条例第3条第1項の規定により指定することができる。

第4条第1項中「申出は、ふるさと大和高田応援寄附申出書（様式第1号）により」を「申出について、前条第1項に規定する事業に対する寄附の申出は第3条第1項の事業に係るふるさと大和高田応援寄附申出書（様式第1号）により、同条第2項に規定する事業に対する寄附の申出は第3条第2項の事業に係るふるさと大和高田応援寄附申出書（様式第2号）により」に改め、同条第2項中「前条第2項に」を「前条第3項」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第5条第1項本文中「事業」の次に「及び同条第2項に規定する事業」を加える。

第6条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第1号中「ふるさと大和高田応援寄附申出書」を「第3条第1項の事業に係るふるさと大和高田応援寄附申出書」に、「使途」を「事業」に改める。

様式第3号中「使途」を「事業」に改め、様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第4条関係）

（表）

## 第3条第2項の事業に係るふるさと大和高田応援寄附申出書

申込日： 年 月 日

大和高田市長 宛

私は、下記のとおり寄附というかたちで大和高田市のまちづくりへの参加を申し出ます。

住所／所在地（〒 — ）

申出者

(ふりがな)

氏名／名称

電話番号

メールアドレス

1 寄附金額 円

2 寄附方法（いずれか1つにチェックをお願いします。）

- ☐ 納付書払 後日、納付書を郵送します。
- ☐ 口座振込 後日、口座番号等を郵送でお知らせします。
- ☐ 現金書留 企画創生課宛に、この申出書を同封の上、郵送願います。
- ☐ 直接来庁 年 月 日 時頃来庁

（来庁日が確定されている場合は、日時をお知らせください。）

※ キャッシュレス決済を希望される方は、インターネット上のポータルサイトからお申し込みください。

3 希望する事業（現在募集中の事業のうちから1つをご記入をお願いします。）

| 事業名 | 金額 |
|-----|----|
|     | 円  |

4 ご寄附いただいた方のお名前及び寄附金の額の公表を予定していますので、公表の可否をお知らせください。

- ☐ 公表してよい。 ☐ 匿名を希望する。

（裏）

5 寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）申請書の送付希望をお知らせください。

☐ 送付を希望する。→（生年月日      年      月      日）

☐ 送付を希望しない。

## 附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

## 訓 令

## 訓令第8号

令和7年度大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年5月15日

大和高田市長 堀内 大造

令和7年度大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和7年度大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和7年度大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 福祉部長
- （2） 福祉部子育て支援室保育幼稚園課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長）

第4条 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見

を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（情報公開）

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議において提案のために使用された資料のうち事業者から提出されたものについて、閲覧又は謄写の請求があったときは、当該請求を拒むことはできない。ただし、次項ただし書に規定するおそれが認められる部分については、これを除いて閲覧又は謄写に応じるものとする。

3 市長は、前項の資料の閲覧又は謄写に同意しない事業者を受託候補者選定のための会議に参加させてはならない。ただし、資料の閲覧又は謄写についての同意が困難であることが客観的に明らかであり、かつ、資料の閲覧又は謄写をすることにより事業者の公募が実現できなくなるおそれその他会議の目的が達成できないおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 前項の規定に反して行われた選定行為は、無効とする。

（中立の保持）

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援室保育幼稚園課において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 訓令第9号

大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務の委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和7年度大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項  
(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉部長
- (2) 保健部長
- (2) 福祉部子育て支援室こども家庭課長
- (3) 福祉部子育て支援室保育幼稚園課長
- (4) 福祉部社会福祉課長
- (5) 保健部健康増進課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、こども家庭課長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(情報公開)

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議において提案のために使用された資料のうち事業者から提出されたものについて、閲覧又は謄写の請求があったときは、当該請求を拒むことはできない。ただし、次項ただし書に規定するおそれが認められる部分については、これを除いて閲覧又は謄写に応じるものとする。

3 市長は、前項の資料の閲覧又は謄写に同意しない事業者を受託候補者選定のための会議に参加させてはならない。ただし、資料の閲覧又は謄写についての同意が困難であることが客観的に明らかであり、かつ、資料の閲覧又は謄写をすることにより事業者の公募が実現できなくなるおそれその他会議の目的が達成できないおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 前項の規定に反して行われた選定行為は、無効とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援室こども家庭課において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 告 示

### 告示第61号

令和7年5月12日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和7年5月2日

大和高田市長 堀内 大造

記

承第 1号 専決処分の報告について

- ・令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）
- ・令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- ・大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について
- ・大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について

承第 2号 専決処分の報告について

- ・令和7年度大和高田市一般会計予算

議第40号 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

### 告示第62号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年5月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

| 移動年月日 | 近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺 |         | 近鉄高田市駅周辺 |         | 近鉄松塚駅周辺 |         | 近鉄浮孔駅周辺 |         | 近鉄築山駅周辺 |         |
|-------|-----------------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 自転車             | 原動機付自転車 | 自転車      | 原動機付自転車 | 自転車     | 原動機付自転車 | 自転車     | 原動機付自転車 | 自転車     | 原動機付自転車 |

|           |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 令和7年4月8日  | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 令和7年4月14日 | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 令和7年4月17日 | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 令和7年4月23日 | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## (2) 放置禁止区域外の公共の場所

| 移動年月日     | 地 区              | 自転車 | 原動機付自転車 |
|-----------|------------------|-----|---------|
| 令和7年4月25日 | 大和高田市天神橋筋商店街路上   | 2   |         |
| 令和7年4月28日 | 大和高田市大字野口85番地先路上 | 1   |         |

## 3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

## 4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

## 5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

## 6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

## 7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

## 告示第63号

大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月12日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱（平成27年告示第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「大和高田市乳幼児医療費助成条例（平成8年条例第32号）」を「大和高田市子ども医療費助成条例（平成24年条例第8号）」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 告示第64号

令和7年5月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和7年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,892,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款              | 項        | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------------|----------|------------|--------|------------|
| 15. 国庫支出金      |          | 5,857,523  | 4,048  | 5,861,571  |
|                | 2. 国庫補助金 | 601,161    | 4,048  | 605,209    |
| 19. 繰入金        |          | 411,909    | 8,552  | 420,461    |
|                | 1. 基金繰入金 | 404,242    | 8,552  | 412,794    |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 22,610,568 | 0      | 22,610,568 |
| 歳入合計           |          | 28,880,000 | 12,600 | 28,892,600 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款              | 項      | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------------|--------|------------|--------|------------|
| 4. 衛生費         |        | 3,405,442  | 12,600 | 3,418,042  |
|                | 2. 清掃費 | 2,083,197  | 12,600 | 2,095,797  |
| 補正されなかった科目に係る額 |        | 25,474,558 | 0      | 25,474,558 |
| 歳出合計           |        | 28,880,000 | 12,600 | 28,892,600 |

## 第2表 債務負担行為補正

| 事 項                  | 期 間   | 限 度 額   |
|----------------------|-------|---------|
| マテリアルリサイクル推進施設計画支援業務 | 令和8年度 | 3,850千円 |

## 告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に指定したので、告示します。

令和7年5月22日

大和高田市長 堀内 大造

- 指定特定相談支援事業所番号  
2930800236  
指定障害児相談支援事業所番号  
2970800021
- 事業者の名称  
合同会社 章
- 事業所の名称及び所在地  
ほん樹  
大和高田市市場466-1 積成レジデンス202
- サービスの種類  
指定特定相談支援事業  
指定障害児相談支援事業
- 指定等の年月日  
令和7年5月1日

## 告示第66号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年5月26日

大和高田市長 堀内 大造

- 処分の根拠  
保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
- 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和7年8月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年2月1日から令和7年2月28日までの間

## 告示第67号

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱（平成25年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ただし書中「ただし」の次に「、一側性難聴や聴力レベルが30デシベル未満等の場合であっても」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（調査書の作成）」に改め、同条中「申請者の世帯に係る」を削り、「作成し、助成対象児の属する世帯全員の課税状況を調査の上、第4条に規定する助成対象外に該当しないことを確認する」を「作成する」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条及び第4条関係）

| 種目        | 種類             | 1台当たりの価格<br>(円) | 価格に含まれるもの     | 耐用<br>年数 | 備考                                                     |
|-----------|----------------|-----------------|---------------|----------|--------------------------------------------------------|
| 補聴器の購入・更新 | 軽度・中等度難聴用ポケット型 | 44,000          | 補聴器本体（電池を含む。） | 5年       | 1 次のいずれかに該当する場合は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労 |
|           | 軽度・中等度難聴用耳かけ型  | 46,400          |               |          |                                                        |
|           | 高度難聴用ポケット型     | 44,000          |               |          |                                                        |

|  |               |         |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|---------------|---------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 高度難聴用耳かけ型     | 46,400  |                                       | <p>働省告示第528号。以下「厚労省告示」という。)別表3に定める修理基準(8)その他の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算する。</p> <p>(1) イヤーモールドを必要とする場合</p> <p>(2) 平面レンズを必要とする場合</p> <p>(3) 矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合</p> <p>(4) 助成対象の補聴器であって補聴援助システムの受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイク（充電池を含む。）を必要とする場合（補聴援助システムの電波方式は限定しない。）</p> |
|  | 重度難聴用ポケット型    | 59,000  |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | 重度難聴用耳かけ型     | 71,200  |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | 耳あな型(レディメイド)  | 92,000  |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | 耳あな型(オーダーメイド) | 144,900 | 補聴器本体(電池を含む。)                         |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | 骨導式ポケット型      | 74,100  | ①補聴器本体(電池を含む。)<br>②骨導レシーバー<br>③ヘッドバンド |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | 骨導式眼鏡型        | 126,900 | 補聴器本体(電池を含む。)                         |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | 軟骨伝導補聴器       | 126,900 | 補聴器本体(電池を含む。)                         |                                                                                                                                                                                                                                                              |

|  |  |  |  |  |  |                                                                                                                   |
|--|--|--|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |  | <p>2 ダンパー入りフックとした場合は、250円を加算する。</p> <p>3 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要な場合は、補聴器1台につき2,000円を加算する。</p> |
|--|--|--|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（注1） 基準価格については、業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、厚生労働省告示第3項及び第4項に規定された価格の算定方法を準用する。

（注2） 軟骨伝導補聴器は、気導式補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型）又は骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導補聴器が間違いなく適合することが認められる場合に限る。

様式第1号中「第8条関係」を「第7条関係」に、

「4 助成対象児の属する世帯全員の市町村民税課税証明書（公簿等により所得状況を調査できる場合を除く。）

5 その他市長が必要と認める書類」を

「4 その他市長が必要と認める書類」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第3号を次のように改める。

## 様式第3号（第8条関係）

## 調 査 書

|                                                                                                                                           |       |                 |     |           |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|-----|-----------|--------|
| 申 請 年 月 日                                                                                                                                 | 年 月 日 | 申請者（保護者）<br>氏 名 |     |           |        |
| 住 所                                                                                                                                       |       |                 |     |           |        |
| （フリガナ）<br>助成対象児氏名                                                                                                                         |       | 性別              | 男・女 | 生年<br>月 日 | 年 月 日生 |
| 補聴器本体及び<br>付属品の種類                                                                                                                         | 基準価格  | 見積額             |     | 申請者負担額    | 助成額    |
|                                                                                                                                           |       |                 |     |           |        |
|                                                                                                                                           |       |                 |     |           |        |
|                                                                                                                                           |       |                 |     |           |        |
|                                                                                                                                           |       |                 |     |           |        |
| <p>上記のとおり確認しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">調査者 職</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> |       |                 |     |           |        |

様式第4号中「第10条関係」を「第9条関係」に改める。  
様式第5号中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。  
様式第6号及び様式第7号中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。  
様式第8号中「第16条関係」を「第15条関係」に改める、

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第68号

大和高田市結婚応援事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年5月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市結婚応援事業実施要綱を廃止する告示

大和高田市結婚応援事業実施要綱（平成29年告示第88号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第69号

令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年5月28日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. この納税通知書の発送年月日  
令和7年4月10日
2. この公示送達により変更する納期限  
変更前 令和7年4月30日  
変更後 令和7年7月31日
3. 送達を受けるべき者  
省略（市役所前揭示場揭示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第70号

大和高田市給食支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市給食支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市給食支援金（以下「給食支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、大和高田市学校給食費徴収条例（平成28年条例第51号。以下「条例」という。）及び大和高田市学校給食費徴収条例施行規則（平成29年規則第1号の2。以下「規則」という。）に規定する用語の例による。

（交付対象者）

第3条 給食支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年6月1日から令和8年3月31日（交付対象者に係る生徒が中学校の第3学年である場合にあっては、令和8年2月29日）までの間において、本市に住所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。

（1） 次に掲げる学校のいずれかに在籍する満6歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から起算して6年を経過するまでの者（以下「児童」という。）又は満12歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から起算して3年を経過するまでの者（以下「生徒」という。）の保護者。ただし、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講じられた者の保護者を除く。

ア 法第1条に規定する小学校（条例第3条第1号の小学校（以下「市立小学校」という。）を除く。）

イ 法第1条に規定する中学校（条例第3条第2号の中学校（以下「市立中学校」という。）を除く。）

ウ 法第1条に規定する義務教育学校

エ 法第1条に規定する中等教育学校（前期課程に限る。）

オ 法第1条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）

（2） 市立小学校又は市立中学校に在籍する児童又は生徒のうち、次のいずれかに掲げる者の保護者

ア その保護者が規則第5条第1項の規定による欠食届を行い、学校給食の全部又は一部を受けなかった者

イ やむを得ない理由により学校給食を受けることができない者

（給食支援金の額）

第4条 給食支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める交付月額を基礎として、月ごとに算定するものとする。

（1） 前条第1号の児童又は生徒に係る交付月額 次に掲げる区分に応じて定める額

ア 児童 1人当たり4,900円

イ 生徒 1人当たり5,300円

（2） 前条第2号の児童又は生徒に係る交付月額 次に掲げる区分に応じて定める額

ア その月の学校給食が実施される全ての日において、牛乳の提供を受けることができないとき 1月当たりの牛乳代に相当する額

イ その月の学校給食が実施される全ての日において、牛乳以外の学校給食を受けることができないとき 前号に規定する交付月額から1月当たりの牛乳代に相当する額を減じた額

ウ その月の学校給食が実施される全ての日において、全ての学校給食を受けることができないとき 前号に規定する交付月額

2 前条第2号の児童又は生徒について、当該児童又は生徒の保護者が欠食届を提出し、その月の学校給食を実施する一部の日において、児童又は生徒が学校給食の全部又は一部を受けることができないこととなった場合その他市長が認める場合における当該月の給食支援金の交付月額、次の各号に掲げる額に、その月において当該児童又は生徒が学校給食を受けなかった日数を乗じて得た額とする。ただし、当該額が前項第1号に規定する交付月額を超えるときは、当該交付月額をその月の交付月額とする。

（1）牛乳の提供を受けることができないとき 牛乳代に相当する額

（2）牛乳以外の学校給食等を受けることができないとき 規則第9条第1項第1号に規定する額に20円を加えた額又は規則第9条第1項第2号に規定する額に30円を加えた額から牛乳代に相当する額を減じた額

（3）全ての学校給食を受けることができないとき 規則第9条第1項第1号に規定する額に20円を加えた額又は規則第9条第1項第2号に規定する額に30円を加えた額

（交付申請）

第5条 給食支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める方法により、申請するものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容等により給食支援金の交付の可否及び交付額を決定し、これを申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を通知した申請者に対し、市長が別に定める方法により給食支援金を交付するものとする。

3 市長は、第1学期、第2学期及び第3学期に属する月の給食支援金について、それぞれ一括して、第1項の規定による通知及び前項の規定による給食支援金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この告示に定める要件を満たさなくなった場合

（2）偽り或其他不正な手段により給食支援金の交付を受けた場合

（3）前2号に掲げるもののほか市長が不適当と認める場合

2 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給食支援金が交付されているときは、期限を定めて給食支援金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

（準備行為）

2 第6条の規定による交付申請に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた給食支援金の申請、交付の決定その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年5月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱を廃止する告示

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱（平成28年告示第50号の2）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

## 公 告

### 公告第48号

### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年5月8日

大和高田市長 堀内 大造

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 件 名         | 感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2 履行場所        | 大和高田市立病院 感染性廃棄物集積場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3 履行期間        | 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 4 履行内容        | 仕様書のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 5 入札参加資格要件    | <p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>（1）奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。</p> <p>（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業の許可及び特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携（契約書等を提出）を行っていること。</p> <p>（3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>（5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>（6）（3）に該当する者のほか、大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> |
| 6 競争入札参加資格の申請 | <p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がな</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | <p>いと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 大和高田市立病院所在地及び廃棄物の搬入先所在地の特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業の許可書の写し</p> <p>イ) 特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可書の写し</p> <p>ウ) ア) 又はイ) のいずれか一方の許可のみを受けている場合、他方の許可を受けている者との業務提携が判る書類（過去に締結した契約書の写し等）</p> <p>エ) 中間処理施設の処理能力が判る書類、パンフレット等</p> <p>オ) 特別管理産業廃棄物（感染性）運搬車両の車検証の写しと車両の写真（前、横、後から撮影したもの）※仕様書の専用車両の要件を満たすもの</p> <p>カ) 暴力団排除に関する誓約書（<u>収集運搬業者・処分業者両方のもの</u>）</p> <p>キ) 電子マニフェストシステム（JWNET）加入証の写し（<u>収集運搬業者・処分業者両方の加入区分のもの</u>）</p> <p>ク) 印鑑証明書（写し可）（<u>収集運搬業者・処分業者両方のもの</u>）</p> <p>ケ) 法人は履歴事項全部証明書（写し可）、個人は身元証明書（写し可）（<u>収集運搬業者・処分業者両方のもの</u>）</p> <p>※上記ク）、ケ）は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和7年5月9日（金）から令和7年5月21日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所<br/>大和高田市磯野北町1番1号<br/>大和高田市立病院 管理課</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知 | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>令和7年5月23日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 入札説明書(仕様書)等の配布      | <p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。</p> <p>本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス <a href="https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a>)</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課<br/>TEL0745-53-2901 FAX0745-23-9282</p> |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間<br/>令和7年5月27日（火） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX）<br/>FAX 0745-23-9282<br/>大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 回答方法及び期日<br/>回答は、令和7年5月29日（木）午後5時までとし、FAXにより、原則、質問者に対してのみ行います。</p>                                                                               |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和7年6月4日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46<br/>日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>                                                                            |
| 11 入札書の記載             | <p>入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、専用容器別の契約希望単価及び予定数量を乗じた金額の合計金額を消費税等抜きで記載すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 12 入札保証金              | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>                                                                                                                                                                                |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和7年6月5日（木）午前10時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 研修室（1）</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 14 入札の無効              | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>                                                                                                                  |
| 15 落札者の決定             | <p>有効な入札書を提出した者であって、すべての専用容器の単価が各予定価格の制限の範囲内の者のうち、合計入札金額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 16 契約保証金              | 免除します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 17 最低制限価格             | 設定しません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|         |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18 契約方法 | 入札書へ記載された専用容器別の単価により単価契約を行います。                                                                   |
| 19 その他  | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。 |

## 公告第49号

### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年5月9日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 高契第1号
- (2) 業 務 名 大和高田市流域関連公共下水道事業管路施設ストックマネジメント計画（第二期）策定業務委託（2）
- (3) 履行場所 大和高田市流域関連公共下水道供用開始区域内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 6,550,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 6,550,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 5,229,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（下水道）に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 令和2年4月1日以降において、官公庁等発注の下水道管路施設ストックマネジメント計画策定業務を元請で履行した実績を有する者であること。
- (4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(5)の照査技術者との兼務は認めない。
  - ① 技術士（「総合技術監理部門：上下水道－下水道」）
  - ② 技術士（「上下水道部門：下水道」）
  - ③ R C C M（下水道）
- (5) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(4)の管理技術者との兼

務は認めない。

① 技術士（「総合技術監理部門：上下水道一下水道」）

② 技術士（「上下水道部門：下水道」）

③ R C C M（下水道）

（6）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（8）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

（9）（6）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

### 3 入札日程

| 手 続 等                                          | 期間・期日・期限                          | 場 所 等                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）   | 令和7年5月9日（金）<br>～<br>令和7年5月30日（金）  | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）             | 令和7年5月9日（金）<br>～<br>令和7年5月30日（金）  | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限                          | 令和7年5月26日（月）<br>午後5時まで            | 質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）                                                                                                                                     |
| 質疑の回答<br>（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。） | 令和7年5月28日（水）<br>午後5時まで            | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札書の提出                                         | 令和7年5月16日（金）<br>～<br>令和7年5月29日（木） |                                                                                                                                                                               |
| 開札の日時                                          | 令和7年5月30日（金）<br>午前10時30分          | 大和高田市役所<br>契約監理課                                                                                                                                                              |

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

### 4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

## 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

（1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカ

ードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

（4）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（[sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)）

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年5月9日

大和高田市長 堀内 大造

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第2号
- (2) 工 事 名 高276号線舗装維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字田井 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年8月29日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 3,589,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,589,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3,199,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級又はC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

### 3 入札日程

| 手 続 等                                        | 期間・期日・期限                         | 場 所 等                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。） | 令和7年5月9日（金）<br>～<br>令和7年5月30日（金） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）           | 令和7年5月9日（金）<br>～<br>令和7年5月30日（金） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限                        | 令和7年5月26日（月）<br>午後5時まで           | 質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市                                                                                                                                              |

|                                                |                                   |                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                |                                   | 様式又は任意様式)                                                                                                                                                                     |
| 質疑の回答<br>(仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。) | 令和7年5月28日（水）<br>午後5時まで            | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札書及び見積根拠資料<br>(工事内訳書)の提出                      | 令和7年5月16日（金）<br>～<br>令和7年5月29日（木） | ※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。                                                                                                                                           |
| 開札の日時                                          | 令和7年5月30日（金）<br>午前10時50分          | 大和高田市役所<br>契約監理課                                                                                                                                                              |

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
- なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
- ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
  - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
  - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

## (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## (2) 契約保証金について

免除します。

## (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

## (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

## (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

## (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

## (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com))

## 公告第51号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年5月13日

大和高田市長 堀内 大造

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 1 件 名  | 令和7年7月納品分学校給食用物資（青果物）納入 |
| 2 納入場所 | 大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室    |
| 3 契約期間 | 令和7年7月1日から令和7年7月31日まで   |
| 4 履行内容 | 入札説明書（仕様書）のとおり          |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 入札参加資格要件      | <p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。<br/>（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | <p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）</p> <p>③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</p> <p>※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和7年5月13日（火）から令和7年5月19日（月）まで。<br/>ただし、土曜日、日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所<br/>〒635-8511<br/>大和高田市大字大中98番地4<br/>大和高田市役所 2階 教育総務課</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知 | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>令和7年5月21日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8 入札説明書（仕様書）<br>についての質疑応答 | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和7年5月23日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送信先<br/>大和高田市役所 教育総務課<br/>FAX 0745-53-8033</p> <p>(3) 回答方法及び期日<br/>回答は、令和7年5月26日（月）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>        |
| 9 入札書の提出方法                | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和7年6月5日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46<br/>日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 教育総務課</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 10 入札書の記載                 | 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。                                                                                                                                                                                                         |
| 11 入札保証金                  | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。                                                                                                                               |
| 12 開札の日時等                 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和7年6月6日（金）午後2時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>                                                                                                 |
| 13 入札の無効                  | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>                                                          |
| 14 落札者の決定                 | 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。                                                                                                                                                                                                                  |
| 15 契約保証金                  | 免除します。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 16 契約方法                   | 入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。                                                                                                                                                                                                                                               |

## 17 その他

- (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。  
 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。  
 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 公告第52号

令和7年5月16日

大和高田市長 堀内 大造

| 最高価申込者の決定等の公告                                                        |                                         |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 大和高田市公告第34号にかかる公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。<br>国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。 |                                         |
| 売却区分番号                                                               | 公売財産の名称、性質数量及び所在<br>公売財産上の賃借権等の権利の内容その他 |
| 2                                                                    | ※財産の詳細は、別紙のとおり                          |
| 最高価申込価額                                                              | 200,000円                                |
| 最高価申込者の氏名又は名称                                                        | PHAMVAN TRONG                           |
| 最高価申込者の決定日                                                           | 令和7年5月16日                               |
| 売却決定日時                                                               | 令和7年5月23日午前10時00分                       |
| 売却決定場所                                                               | 大和高田市役所収納対策課                            |

## 公売財産一覧表

| 売却区分番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 見積価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 200,000円 |
| 公売保証金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 20,000円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録年月日：平成21年7月7日</li> <li>・初年度登録年月：平成21年7月</li> <li>・車名：トヨタ</li> <li>・型式：DVA—GRS203</li> <li>・車台番号：GRS203—0003131</li> <li>・自動車の種別：普通</li> <li>・用途：乗用</li> <li>・自家用事業用の別：自家用</li> <li>・車体の形状：箱型</li> <li>・総排気量：2.99L</li> <li>・燃料の種類：ガソリン</li> <li>・乗用定員：5人</li> <li>・車両重量：1,730kg</li> <li>・車両総重量：2,005kg</li> <li>・長さ：487cm</li> <li>・幅：179cm</li> <li>・高さ：148cm</li> <li>・前前軸重：930kg</li> <li>・後後軸重：800kg</li> <li>・オートマチック</li> <li>・ハンドル：右</li> <li>・走行距離：307,564km（R6.12.12時点）</li> </ul> |          |
| ※今後、移動等で変動する場合がございます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |

- ・自動車検査証有効期限：令和8年7月22日
- ・車体の色：白

### 公告第53号

大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務の委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和7年5月16日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 業務概要

- （1） 業務名  
大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務
- （2） 業務内容  
大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託  
具体的な業務内容に関しては、仕様書のとおり
- （3） 履行期間  
契約締結の日から令和9年1月31日まで
- （4） 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）  
令和7年度 9,199,000円  
令和8年度 6,765,000円

#### 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「令和7年度大和高田市幼保再編（個別施設計画）策定支援業務選定プロポーザル実施要領」の参加資格要件（1）～（5）を全て満たす者であること。

#### 3 書類の提出期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月6日（金）まで  
受付時間は、土日を除く午前9時から午後5時まで

#### 4 その他

実施要領等による。

#### 5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市 福祉部 子育て支援室 保育幼稚園課  
電 話 0745-22-1101  
FAX 0745-23-0415

### 公告第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和7年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)市街化区域内

3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年5月19日から令和7年6月2日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜及び日曜は除く。

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に令和7年6月2日（月）までに必着するよう提出すること。

### 公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和7年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画道路

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)区域内

3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年5月19日から令和7年6月2日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜及び日曜は除く。

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に令和7年6月2日（月）までに必着するよう提出すること。

### 公告第56号

大和高田市要介護認定業務一部委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和7年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要

(1) 業務名称

大和高田市要介護認定業務一部委託

(2) 業務内容

- 大和高田市要介護認定業務一部委託 業務仕様書のとおり
- (3) 業務委託期間  
令和7年10月1日から令和12年9月30日
- (4) 提案上限金額  
64,680,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、大和高田市要介護認定業務一部委託に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の4参加資格を全て満たす者であること。

## 3 参加申込書の提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時まで

## 4 その他

実施要領による。

## 5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市 保健部介護保険課（支援事業担当）  
TEL：0745-22-1101（内線1611）

## 公告第57号

令和7年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

| 公売公告兼見積価額公告                                                     |                       |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。<br>国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。 |                       |
| 公売参加申込開始日時                                                      | 令和7年5月30日 午後1時00分     |
| 公売参加申込終了日時                                                      | 令和7年6月17日 午後11時00分    |
| 公売参加申込場所                                                        | K S I 官公庁オークションホームページ |
| 公売開始日時                                                          | 令和7年6月24日 午後1時00分     |
| 公売締切日時                                                          | 令和7年6月26日 午後11時00分    |
| 公売場所                                                            | K S I 官公庁オークションホームページ |
| 公売方法                                                            | 期間せり売り                |
| 開札日時                                                            | 令和7年6月27日 午前10時00分    |
| 開札場所                                                            | K S I 官公庁オークションホームページ |
| 売却決定日時                                                          | 令和7年7月4日 午前10時00分     |
| 売却決定場所                                                          | 大和高田市収納対策課            |
| 買受代金納付期限                                                        | 令和7年7月4日 午後2時30分      |
| 買受代金納付場所                                                        | 大和高田市役所又は銀行口座         |
| 公売保証金額                                                          | ※詳細は、別紙公売財産一覧のとおり     |
| 公売財産及び見積価額                                                      | ※詳細は、別紙公売財産一覧のとおり     |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 買受人の資格その他要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 本紙ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり                                                 |
| 公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。 |
| <p>＜その他の事項＞</p> <p>1 買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。振込手数料は買受人負担となります。</p> <p>2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。</p> <p>3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。</p> <p>4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。</p> <p>5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。</p> <p>6 公売財産は、買受代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。なお、下見会の実施予定はありませんが、事前連絡あれば対応いたします。一部対応できない物品がありますのでご了承ください。</p> <p>7 引渡の時期及び場所は、原則として大和高田市が指定することとします。</p> <p>8 執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合は、当該保管人から公売財産の引渡しを受けてください。この場合において、「売却決定通知書」の交付により執行機関から買受人に対する公売財産の引渡しは完了したことになります。<br/>保管人が公売財産の現実の引渡しを拒否しても、執行機関はその現実の引渡しを行う義務を負いません。</p> <p>9 引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。</p> <p>10 引渡しに係る費用及び買受代金納付後に保管費用が発生する場合、それらの費用は買受人負担となります。また、現地引渡のみの公売財産につきましては、当該公売財産の取外し等にかかる費用は買受人負担となります。具体的な方法につきましては保管人と買受人間で協議してください。</p> <p>11 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。</p> <p>12 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、名義変更にかかる費用等）は、買受人の負担となります。</p> <p>13 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承願います。</p> |                                                                                       |

## 公売公告付表

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売却区分番号  | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 見積価額    | 756,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 公売保証金   | 100,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 公売財産の表示 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録年月日：令和4年1月7日</li> <li>・初度登録年月：平成27年12月</li> <li>・車名：スバル</li> <li>・型式：DBA-VMG</li> <li>・車台番号：VMG-014258</li> <li>・自動車の種別：普通</li> <li>・用途：乗用</li> <li>・自家用事業用の別：自家用</li> <li>・車体の形状：ステーションワゴン</li> <li>・総排気量：1.99L</li> <li>・燃料の種類：ガソリン</li> <li>・乗車定員：5人</li> <li>・車両重量：1,570kg</li> </ul> |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量：1, 845 kg</li> <li>・長さ：469 cm</li> <li>・幅：178 cm</li> <li>・高さ：149 cm</li> <li>・前前軸重：930 kg</li> <li>・後後軸重：640 kg</li> <li>・オートマチック</li> <li>・ハンドル：右</li> <li>・走行距離：62, 222 km（R6.12.13時点）</li> </ul> <p>※今後、移動等で変動する場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証有効期限：令和6年12月24日</li> <li>・車体の色：スチールブルーグレー</li> </ul>                                                                                                        |
| 車両等の状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の動作確認はR6.12.13に実施済み。</li> <li>・実施の結果、バッテリー上がりであったが、中古バッテリーに交換した後、自走により市役所へ引き上げ、車内の通電確認済み。</li> <li>・純正カーナビあり（動作確認実施済み）</li> <li>・ETCあり</li> <li>・フルセグTV、バックモニターあり。レザーシート（ハーフレザー）でパワーシート、シートヒーター付き。レーンアシスト、パドルシフト、アルミペダルあり。社外ホイール、スタッドレスあり。オートクルーズコントロール機能付き。LEDヘッドライト、USB入力端子、サンルーフあり。</li> <li>・前後輪：DUNLOPのWINTERMAXX<br/>タイヤスペック（215／50R17 91Q）</li> <li>・車両には経過年数相応の傷が多数見られます。</li> <li>・スペアキー（1個）、車検証、自賠責保険証、リサイクル券は大和高田市で保管中です。</li> </ul> |
| 特記事項   | 見積価額の設定は複数の査定を参考にしております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 引渡条件   | 売却決定後、車両の引渡は大和高田市役所にて行います。輸送等はいりません。引渡にかかる費用は落札者負担となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 下見の案内  | 開庁時間内で随時受付可能ですので、ご希望の方は大和高田市収納対策課までご連絡ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 留意事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両及び装備は売却代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。</li> <li>・車両の状況は職員の目視により確認したもので、正確な内容を保証するものではありません。画像は職員がデジタルカメラで撮影していますので物件の損傷の程度や色などは異なる場合がございます。</li> <li>・引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |

## 公告第58号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第3号
- (2) 工 事 名 大和高田市立高田商業高等学校屋内消火栓設備改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市立高田商業高等学校(大和高田市 材木町 地内)
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 15,000,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 15,000,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 13,800,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の消防施設に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

## 3 入札日程

| 手 続 等                                          | 期間・期日・期限                          | 場 所 等                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）   | 令和7年5月20日（火）<br>～<br>令和7年6月11日（水） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）             | 令和7年5月20日（火）<br>～<br>令和7年6月11日（水） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限                          | 令和7年6月5日（木）<br>午後5時まで             | 質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）                                                                                                                                     |
| 質疑の回答<br>（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。） | 令和7年6月9日（月）<br>午後5時まで             | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |

|        |                                   |                                     |
|--------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 入札書の提出 | 令和7年5月27日（火）<br>～<br>令和7年6月10日（火） | ※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。 |
| 開札の日時  | 令和7年6月11日（水）<br>午前10時             | 大和高田市役所<br>契約監理課                    |

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

（３）前金払について

大和高田市契約規則第４３条の規定に準じて支払うものとします。

（４）部分払について

大和高田市契約規則第４４条の規定に準じて支払うものとします。

（５）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（６）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

１０ お問い合わせ先

（１）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒６３５－８５１１ 奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（０７４５）２２－１１０１

FAX（０７４５）４９－００５３

メールアドレス（[keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)）

（２）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（０５７０）０２１－７７７

受付時間 平日午前９時から正午及び午後１時から午後５時３０分まで

メールアドレス（[sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com)）

公告第５９号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第７条の規定に基づき公告します。

令和７年５月２３日

大和高田市長 堀内 大造

|            |                                                                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| １ 件 名      | 令和７年執行予定参議院議員通常選挙公報配布業務委託                                                                                                                |
| ２ 納入場所     | 大和高田市内                                                                                                                                   |
| ３ 契約期間     | 契約締結日から当該選挙期日まで                                                                                                                          |
| ４ 業務内容等    | 入札説明書（仕様書）のとおり                                                                                                                           |
| ５ 入札参加資格要件 | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。<br>（１）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。<br>（２）令和２年４月１日以降において同種業務（選挙公報配布）の履行実績を有する者であること。 |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 6 競争入札参加資格の申請         | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（2）に係る履行実績を証するもの（契約書の写し等）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和7年5月23日（金）から令和7年6月3日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先<br/>〒635-8511<br/>大和高田市大字大中98番地4<br/>大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知       | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答 | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和7年6月5日（木）午後5時まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>(2) 送信先<br/>大和高田市役所 総務部契約監理課<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限<br/>令和7年6月9日（月）午後5時まで<br/>質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>                                                                                                              |
| 9 入札書の提出方法 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和7年6月12日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 10 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>                                                                                                                                                                              |
| 11 入札保証金   | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>                                                                                                                     |
| 12 開札の日時等  | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時<br/>令和7年6月13日（金）午前10時30分</p> <p>(2) 場所<br/>大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>                                                                                                                |
| 13 入札の無効   | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>                                                       |
| 14 落札者の決定  | <p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| 15 契約保証金   | <p>免除します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 16 その他     | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>                                                                                                                                                        |

**公告第60号**

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（令和2年条例第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年5月23日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象となる空家等

所在地 大和高田市北片塩町41番4

2 緊急安全措置の内容

未施錠の空き家に対し侵入防止措置を行う。

3 緊急安全措置の理由

令和7年5月2日近隣の住民より当該空家に出入りしている不審者の目撃情報が寄せられた。地元の総代に聞き取りを行ったところ、当該空家は施錠されておらず、人が出入りし中が荒らされた痕跡が見られた。

また、数日間に渡り、大量のタバコの吸い殻が当該空家の前に捨てられており、不審火による火災の危険性があると判断。

所有者の相続人調査の結果、所有者を確知できず、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められると判断した。

4 緊急安全措置の実施日

☐ 即時的な措置 年 月 日

☒ 継続的な措置 令和7年 5月 2日から

継続的な措置については、不服申立て及び処分の取消しの訴えをすることができます（詳細は（教示）をご参照ください。）。

5 緊急安全措置に要した費用

0 円

6 連絡先

大和高田市役所環境建設部住宅課 0745-22-1101

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

## 公告第61号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年5月23日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第4号
- (2) 工 事 名 大和高田市保健センター受電設備改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 9,030,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 9,030,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 8,305,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和7年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

## 3 入札日程

| 手 続 等 | 期間・期日・期限 | 場 所 等 |
|-------|----------|-------|
|-------|----------|-------|

|                                                |                                   |                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）   | 令和7年5月23日（金）<br>～<br>令和7年6月13日（金） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）             | 令和7年5月23日（金）<br>～<br>令和7年6月13日（金） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限                          | 令和7年6月9日（月）<br>午後5時まで             | 質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）                                                                                                                                     |
| 質疑の回答<br>（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。） | 令和7年6月11日（水）<br>午後5時まで            | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出                          | 令和7年5月30日（金）<br>～<br>令和7年6月12日（木） | ※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。                                                                                                                                           |
| 開札の日時                                          | 令和7年6月13日（金）<br>午前10時             | 大和高田市役所<br>契約監理課                                                                                                                                                              |

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認で

きない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

### (2) 契約保証金について

免除します。

### (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

### (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

### (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

### (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

### (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com))

## 公告第62号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年5月30日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 高契第5号
- (2) 業 務 名 マテリアルリサイクル推進施設発注支援業務
- (3) 履行場所 大和高田市 今里川合方23番地
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 14,540,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 14,540,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 11,632,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 技術士（「総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環」または「衛生工学部門：廃棄物・資源循環」）資格を有し、平成27年4月1日以降において次に掲げる実績を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。
  - ①本市と同規模程度（リサイクル施設での処理量10～15t/日）のごみ処理施設（リサイクル施設を含むもの）整備・運営事業（DBO方式）の発注支援業務の実務経験
  - ②同一敷地内にある稼働中のごみ処理施設に配慮した発注支援業務の実務経験
- (2) 技術士（「総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環」）資格を有し、平成27年4月1日以降において、ごみ処理施設（リサイクル施設を含むもの）整備・運営事業（DBO方式）の発注支援業務の実務経験を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている事業者（更生手続開始の決定を受けている事業者を除く）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている事業者（再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。）でないこと。
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間中の者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

## 3 入札日程

| 手 続 等                                        | 期間・期日・期限                          | 場 所 等                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。） | 令和7年5月30日（金）<br>～<br>令和7年6月16日（月） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |

|                                    |                                   |                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。） | 令和7年5月30日（金）<br>～<br>令和7年6月16日（月） | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限              | 令和7年6月11日（水）<br>午後5時まで            | 質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）                                                                                                                                     |
| 質疑の回答<br>（入札情報公開システムに掲載いたします。）     | 令和7年6月13日（金）<br>午後5時まで            | 入札情報公開システムアドレス<br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a> |
| 入札書の提出                             | 令和7年6月6日（金）<br>～<br>令和7年6月16日（月）  |                                                                                                                                                                               |
| 開札の日時                              | 令和7年6月17日（火）<br>午前10時             | 大和高田市役所<br>契約監理課                                                                                                                                                              |

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

#### 4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・ Microsoft Word 拡張子が.doc または.docx で保存されるもの
- ・ Microsoft Excel 拡張子が.xls または.xlsx で保存されるもの
- ・ PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じること

となります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（6）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

メールアドレス [keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス [sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com)

教育委員会

教育委員会告示第8号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年5月19日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

1 日時

令和7年5月26日（月）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 学校運営協議会委員の任命について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

**選挙管理委員会****選挙管理委員会告示第6号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年5月7日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

**1 日時**

令和7年5月14日（水） 午前9時00分

**2 場所**

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

**3 議案**

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について

第3号 その他

**選挙管理委員会告示第7号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年5月26日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

**1 日時**

令和7年6月2日（月） 午前9時00分

**2 場所**

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室5

**3 議案**

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 その他

**農業委員会****農業委員会告示第4号**

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年5月2日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和7年5月12日（月曜日）午後1時

2 場所

大和高田市役所5階会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

第4号 その他

**農業委員会告示第5号**

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年5月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和7年6月6日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階会議室6

3 議案

第1号 農地法第5条の規定による申請について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

第4号 その他